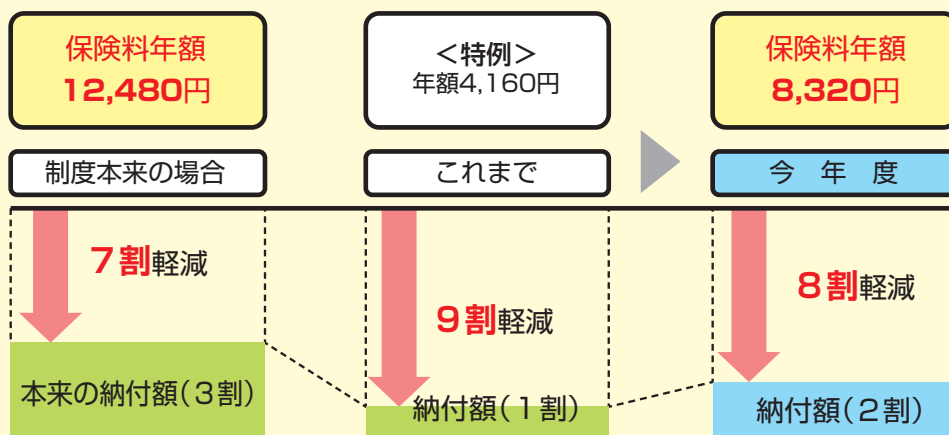


今号のポイント!

- 保険料の均等割軽減特例の見直しについて・・・1～2ページ
- 高額療養費・高額介護合算療養費について・・・4～5ページ

後期高齢者医療保険料の均等割軽減特例の見直しについて (75歳以上で年金が80万円以下の方へ)

- 後期高齢者医療保険料の均等割額(今年度は年額41,600円)について、年金収入80万円以下などの要件を満たす方は
制度本来の軽減割合は7割軽減のところ、これまでは特例で9割軽減されていました。
- 国において今後段階的に制度本来の軽減割合に見直されることとなり、**今年度は8割軽減(年額8,320円)**になります。



保険料を年金からの引き落としで納めている皆さんへ

年度の前半(4～8月)は直近2月の引き落とし額と同額となり、後半(10月～2月)で年度の保険料を調整します。

引き落とし額への影響は、基本的に10月からです。

<保険料を年金から引き落としで納付しているケースの支払(例)> (市町村によって異なる場合があります。)

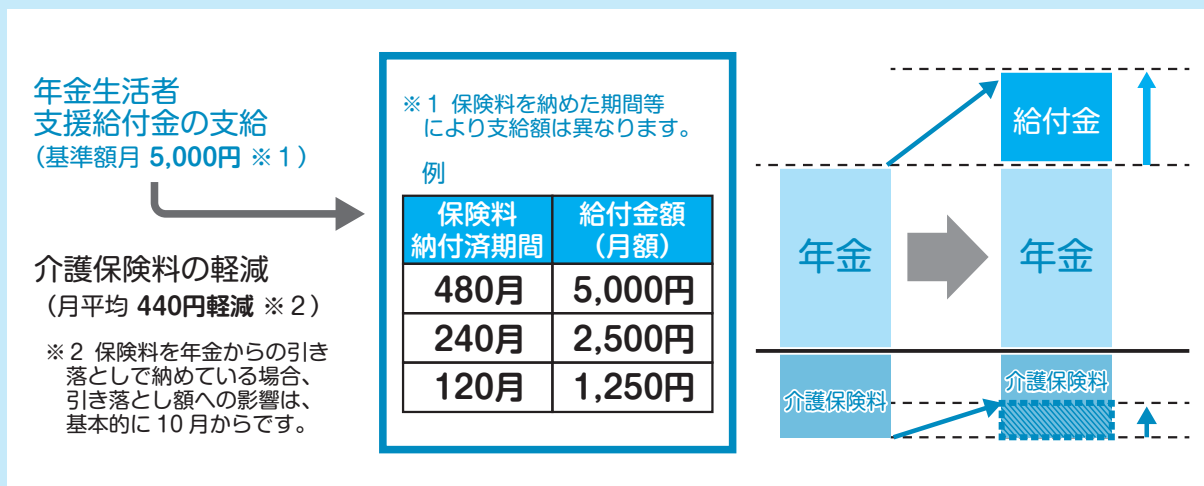
	年額8,320円			2,100円			+	6,220円		
後期高齢者医療保険料引き落とし額(例)	700円	700円	700円	8月までは前年度2月と同額				2,220円	2,000円	2,000円
年金支給月	平成31年4月	令和元年6月	8月					10月	12月	令和2年2月

世帯の総所得金額等の基準	均等割額の軽減割合			
	制度本来	今年度	令和2年度	令和3年度
[平成30年度における8.5割軽減の区分] ●33万円以下	7割	8.5割	7.75割	7割
[平成30年度における9割軽減の区分] ●上記の世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下 (その他の各種所得なし)など		8割	7割	
●33万円+(28万円×当該世帯に属する被保険者の数)以下 ※今年度の基準	5割	5割		
●33万円+(51万円×当該世帯に属する被保険者の数)以下 ※今年度の基準	2割	2割		

年金収入が80万円以下などの要件を満たす場合は、
後期高齢者医療保険料とは別に以下の制度の対象になります。
詳しくは以下の問い合わせ先へお問い合わせください。

介護保険料の負担軽減・年金生活者支援給付金の支給

年金収入等が80万円以下などの要件を満たす場合は、
以下のような介護保険料の軽減強化や
年金生活者支援給付金の支給の対象となります。



- 介護保険料の軽減額は保険者ごとに異なります。
- 年金生活者支援給付金の金額は、受給中の年金の種類や所得額によっても異なります。

介護保険料の負担軽減

お住まいの市区町村の介護保険料担当窓口まで

年金額の改定、年金生活者支援給付金の支給

ねんきんダイヤルまで(0570-05-1165)

出典：「75歳以上で年金が80万円以下の皆様へ」(厚生労働省リーフレット、2019年)

健康診査を受けましょう！

健康診査のお知らせ

定期的に健康診査を受けることは、ご自身の健康状態を確認できるだけでなく、病気の早期発見にもつながります。

今年度も、県内市町村では広域連合と連携して後期高齢者向けの健康診査を実施します。

ご案内や受診券は、お住まいの市町村から送付されます。無料で健康診査を受けることができますので(一部の市町村では自己負担あり)、ぜひ受診してください。

詳しくはお住まいの市町村の後期高齢者健康診査担当課にお問い合わせください。



歯科健康診査のお知らせ

広域連合では、前年度75歳になられた方を対象に、無料で歯科健康診査を実施しています。

口の中の健康状態が悪化すると、口の中にとどまらず、体全体の健康にも影響を与えることがあります(歯周病は、誤嚥(ごえん)性肺炎や認知症のリスクが高まるなど)。

歯科健康診査では、歯の状態だけでなく、食物を飲み込む力や口の中の衛生状態なども確認します。

この機会に歯科健康診査を受けて、全身の健康を守りましょう。

今年度は、昭和18年4月2日から昭和19年4月1日まで
に生まれた被保険者の方が対象です。対象の方には7月下旬頃に案内状をお送りします。

8月1日から翌年1月31日まで無料で受診できます。詳しくは同ご案内をご参照ください(期間中一度限りの受診となります)。



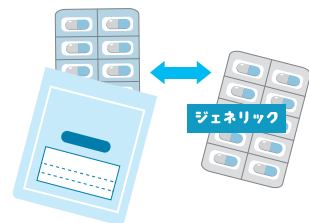
ジェネリック医薬品に切り替えませんか？

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは先発医薬品の特許期間終了後に製造・販売される医薬品で、先発医薬品と同等の有効成分を持っていて、一般的に安価な薬です。

ジェネリック医薬品に切り替えることで、ご自身のお薬代の負担を低く抑えることができ、後期高齢者医療制度の運営に必要な保険料や現役世代からの支援金の増加を抑制することにつながります。

健全な医療保険制度を持続してゆくためにもジェネリック医薬品の使用を考えてみてはいかがでしょうか。

なお、ジェネリック医薬品への切り替えを希望される場合は、必ず医師や薬剤師にご相談ください。



高額療養費・高額介護合算療養費

《月間の高額療養費について》

ひと月(同月内)に窓口でお支払いいただく、医療保険上の医療費の自己負担額が高額になったとき、決められた上限額(自己負担限度額)を超えた分を「高額療養費」として払い戻す制度です(自己負担額には、食事代、差額ベッド代、その他保険適用外の支払額は含みません。)

自己負担限度額は、個人または世帯の所得に応じて決まっています。

《月間の高額療養費の自己負担限度額》

平成30年8月診療分以降

所得区分		自己負担割合	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者Ⅲ		3割	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% 〈多数回140,100円〉※1	
現役並み所得者Ⅱ		3割	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% 〈多数回93,000円〉※1	
現役並み所得者Ⅰ		3割	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 〈多数回44,400円〉※1	
一般		1割	18,000円※2	57,600円 〈多数回44,400円〉※1
非課税区分	区分Ⅱ (低所得者Ⅱ)	1割	8,000円※2	24,600円
	区分Ⅰ (低所得者Ⅰ)	1割	8,000円※2	15,000円

※1 〈 〉内の金額は、過去12カ月の自己負担限度額を超えた給付を3回以上受けた場合、4回目以降の給付の際に適用される自己負担限度額です(多数回該当)。ただし、「外来(個人単位)の限度額」による給付は、多数回該当の回数に含みません。なお、平成30年8月診療分からは現役並み所得の「外来(個人単位)」が廃止されたため、現役並み所得の方は、個人の外来のみで「外来+入院(世帯単位)」の自己負担限度額に該当した場合も、多数回該当の回数に含みます。

※2 計算期間(毎年8月1日から翌年7月31日まで)のうち、一般区分または住民税非課税区分であった月の外来の自己負担額の年間上限額は144,000円となります(基準日時点(計算期間の末日)で一般区分または住民税非課税区分である方が対象)。

(注)月の途中で75歳の誕生日を迎える方は、誕生月については、誕生日前に加入していた医療保険制度(国民健康保険・被用者保険)と誕生日後の後期高齢者医療制度における自己負担限度額を、上表の額の2分の1に減額します(1日生まれの方を除きます)。

《年間の高額療養費(外来年間合算)について》

平成29年8月診療分より、年間を通して長期療養を受けている方の負担が増えないよう配慮する観点から、年間の高額療養費(外来年間合算)制度が創設されました。

計算期間(毎年8月1日から翌年7月31日まで)のうち、所得区分が「一般区分」または「住民税非課税区分(区分Ⅰ・区分Ⅱ)」であった月の外来の自己負担額が144,000円を超えた場合、その超えた分が払い戻されます(基準日時点(計算期間の末日)で一般区分または非課税区分である方が対象です。)

給付対象となる方には、申請のご案内と申請書をお送りしますので、お住まいの市区町村の窓口にて申請をしてください。

なお、月間の高額療養費に該当され申請をされた方や、年間の高額療養費(外来年間合算)に該当し、申請をされた方については、新たな申請は必要ありません(計算期間内に医療保険の変更をした方は除きます。)

《年間の高額療養費の自己負担限度額》

所得区分		自己負担割合	自己負担限度額 (計算期間：毎年8月から翌年7月まで)
一般		1割	144,000円
非課税 区分	区分Ⅱ(低所得者Ⅱ)	1割	
	区分Ⅰ(低所得者Ⅰ)	1割	

《高額介護合算療養費について》

医療保険上の世帯単位で、医療保険の負担と介護保険の負担の両方が発生し、その1年間の合計(計算期間：毎年8月から翌年7月まで)が基準額を超えた場合、その超えた分を払い戻す制度です。

《高額介護合算療養費の自己負担限度額》

所得区分		自己負担割合	自己負担限度額(計算期間：毎年8月から翌年7月まで)	
			平成30年7月31日まで	平成30年8月1日から
現役並み所得者Ⅲ		3割	67万円	212万円
現役並み所得者Ⅱ		3割		141万円
現役並み所得者Ⅰ		3割		67万円
一般		1割	56万円	56万円
非課税 区分	区分Ⅱ(低所得者Ⅱ)	1割	31万円	31万円
	区分Ⅰ(低所得者Ⅰ)	1割	19万円	19万円

保険が適用される場合と適用されない場合について

次のとおり保険が「適用される場合」と「適用されない場合」があるので、ご理解の上、利用してください。

1 整骨院や接骨院

(1) 保険が適用される場合

外傷性の打撲、捻挫、肉離れ、骨折、脱臼などが対象です。なお、骨折、脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意が必要です。

※柔道整復では、患者の方が窓口で自己負担分の1割または3割のみを支払う「受領委任払い」が可能な場合があります。患者の方は「柔道整復施術療養費支給申請書」への署名が必要になりますので、内容をよくご確認ください。

(2) 保険が適用されない場合

疲労または慢性的な要因による肩こり・筋肉疲労、スポーツによる筋肉痛、マッサージがわりの利用や、病院などで同じケガなどの治療をしている場合も保険は適用されません。



2 あん摩マッサージ

(1) 保険が適用される場合

筋麻痺(ひ)・関節拘縮などで、医療上のマッサージを必要と医師が同意している場合に限ります。その際には、医師の同意書をご用意いただく必要があります。また、平成30年から、6カ月ごとに医療機関を受診して文書による医師の同意が必要となりました。

(2) 保険が適用されない場合

疲労解消目的や慰安目的、疾病予防のマッサージは保険適用されません。



3 はり・きゅう

(1) 保険が適用される場合

慢性病であって「医師による適切な治療手段のないもの」とされています。

神経痛・リュウマチ、また、これらの疾病と同一範ちゅうと認められる疾病(頸肩腕(けいけんわん)症候群・五十肩・腰痛症及び頸椎(けいつい)捻挫後遺症等の慢性的な疼痛(とうつう)を主症とする疾患)に限り対象とされています。

(2) 保険が適用されない場合

医師の適切な治療手段のある疾病。



広域連合の議会から

- ◆名称 平成31年第1回定例会
- ◆開催日 平成31年3月25日(月)
- ◆出席議員 19名
- ◆主な議案
令和元年度予算(一般会計・特別会計)
後期高齢者医療に関する条例の一部改正



第1回定例会に提出された主な質問と答え

質問

今回の保険料軽減特例措置見直しについて、制度の安定運営や、負担の公平性という観点で、広域連合長としてどう評価しているのか。

答え

75歳以上の高齢者数や医療給付費が毎年上がっていくなか、①国民健康保険の軽減割合が最大7割であること、②後期高齢者医療給付費の約4割は、他の保険の加入者から支援を受けていること、③今回の見直しの実施にあたり、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充と年金生活支援給付金の支給をあわせて実施すること、④年金生活支援給付金の支給対象とはならない被保険者に対しては、激変緩和措置が講じられることから、今回の見直しは必要なものであると考えております。

質問

健康診査の受診率向上に向けて、保健師2名を配置するなど体制強化して行った、保健事業の実績と新年度事業内容はどのようなものか。

答え

今年度は受診率向上に向けた取組事例や健診結果の活用状況などを取りまとめ、市町村に情報提供しました。また、保健師の専門的知識を生かして、保健医療に関するデータを分析して作成した、保健事業実施の支援のための資料を市町村に提供しました。

今後も、健診の実施主体である市町村と連携し、受診率の向上に取り組むとともに、保健事業を担当する市町村の保健師や神奈川県などとの連携、調整を進めることにより、後期高齢者の保健事業の推進に取り組んでまいります。

次の議会は、令和元年8月の予定です。

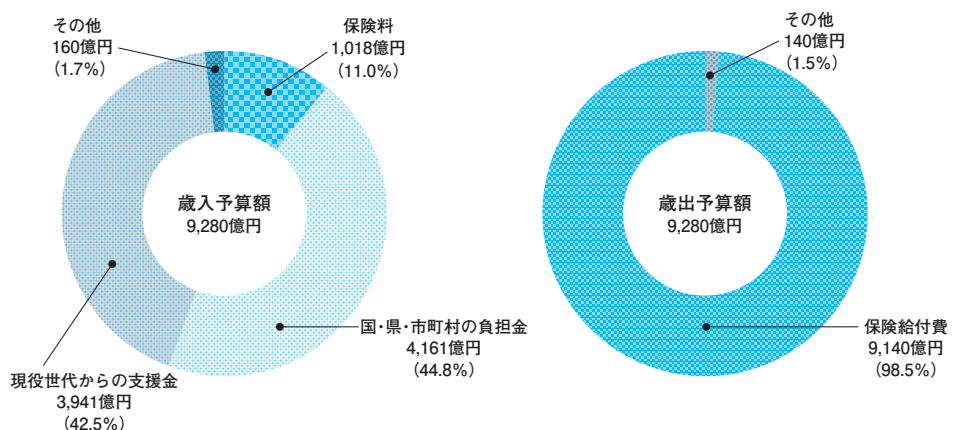
令和元年度予算の概要

広域連合の予算には、医療給付費の支払いなど保険制度を運営するための「特別会計」と、広域連合の運営に必要な費用のための「一般会計」があります。

令和元年度の予算額は、特別会計が9,280億386万円で、被保険者数の増加などにより、平成30年度と比べて4.6%増加しました。

一方、一般会計は、29億4,524万円で、被保険者証の一斉更新がないことや標準システムサーバー機器更改が終了することなどにより16.2%減少しました。

特別会計の内訳



「特別」ではなく「普通」に、「頑張る」ではなく「楽しく」

最近歩くのが遅くなったような気がする方、体重が妙に減ってきたという方、2リットルのペットボトルを持ち運ぶことや蓋を開けるのが大変と感じる方はいらっしゃいますか。年齢を重ねると筋肉の力が衰えたり、物事への関心や興味が薄れたりするのは仕方ないと決めつけていませんか。

でも、毎日食事をきちんと摂り、適度な運動(筋トレ)を心掛けることで、あなたの「若さ」を維持し、あるいは一定程度取り戻せることがわかってきています。特別なことを頑張るのではなく、例えば歯磨きしながらゆっくりスクワットをすれば筋トレも日常生活の一部になります。お食事もどなたかと食卓を囲んでお肉や野菜をよく噛んで食べるようにするだけで効果倍増、趣味を通じて人と交わる楽しい時間を生活の中に取り入れられたらもう満点です。

健康長寿の取組みは普段の生活に溶け込ませて習慣にして楽しむことがポイントです。今回で私の担当は終わり。拙い文章にお付き合いいただきありがとうございました。益々のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げます。

川崎市保健所長(医師) 田崎 薫



還付金などのサギ急増中!!

こんな電話は要注意! 全部ウソ!

- 「ATMで医療費の還付手続きができます。」
- 「マイナンバーの手続きに必要なので、口座番号を教えてください。」
- 「元号改正により、キャッシュカードを交換します。」

登録モニター募集中!!

広域連合では登録モニターを随時募集しています。登録モニターの皆さんには電話や郵送でのアンケートを通して、ご意見やご提案をいただき、後期高齢者医療制度の運営に生かしています。

ご興味のある方は、
広域連合事務局 企画課 企画情報係
(☎0570-001120または☎045-440-6700)
までお問い合わせください。

改元に伴う書類の元号標記に関するお知らせ

5月1日から新元号となったことに伴い、提出書類などの元号の取扱いについてお知らせします。

当広域連合に提出する書類

申請書などの様式に、旧元号(平成)で記入されていても当広域連合で読み替えて受理します。また、すでに印字されたものを修正いただいた場合も同様に受理します。

当広域連合が発行した書類

5月1日以降の日付や年度が旧元号(平成)で記載されている場合は、新元号(令和)に読み替えてください。

(例) 平成31年5月1日→令和元年5月1日

平成31年度→令和元年度

※書類の記載内容や記入方法については、当該書類の担当部署へお問い合わせください。